

令和3年(2021年)4月26日

宝塚市長 山崎 晴恵 様

宝塚市総合計画審議会
会長 久 隆浩

第6次宝塚市総合計画の策定について<答申>

令和元年(2019年)7月5日付け、宝塚市諮問第21号で諮問のあった標記のことについて、別添のとおり答申します。

本計画(案)は、多くの市民の方々の参画のもと策定されました。今後、市民と行政の協働により、計画を推進し、より良い宝塚市になることを願っています。

なお、計画の推進等にあたり、留意すべき事項を下記のとおり申し添えます。

記

- 1 本計画(案)の「基本構想」は、地方自治法による基本構想の策定義務が廃止され、まちづくり基本条例に基づいて策定されるはじめての基本構想である。また、令和2年(2020年)10月の協働のまちづくり推進条例の制定により、まちづくり協議会が「地域ごとのまちづくり計画」を策定することが明文化され、「地域ごとのまちづくり計画」の「地域の将来像」と「基本目標」が新たに総合計画に位置付けられることとなった。市民と行政の協働によるまちづくりが新たなステージに入ったことを深く認識し、総合計画を関連する条例と合わせて広く周知するとともに、市を挙げてその推進にあたり、適切に進捗を管理すること。
- 2 「基本計画」に基づく具体的な事業と「地域ごとのまちづくり計画」に定める「具体的な取り組み」の実施に当たっては、市民と行政の協働をより推進し、計画の実効性を更に高めるため、双方の調整を図りながら進めていく仕組みの構築が必要となる。速やかにその仕組みの構築に取り組むとともに、市民や職員にその仕組みを十分周知し、取組を促進すること。
- 3 人口減少や少子高齢化をはじめ、新型コロナウイルス感染症の発生等により、宝塚市を取り巻く環境は、これまでも増して大きく変化してきており、本計画(案)はそうした最中に策定した計画である。宝塚市のめざすまちの姿の実現に向けては、こうした社会情勢の変化に的確に対応しながら、持続可能なまちづくりを推進すること。

以上

